近代日本における災害のアーカイブズ化
― 行政組織による「災害誌」編纂事業 ―

宮　間　純　一

【要　旨】

本稿は、近代日本における災害誌の編纂事業について検討するものである。災害誌とは、災害の記憶をアーカイブズ化し、後世へ継承することを目的に掲げて編纂される記念誌のことである。災害誌は、特に明治期以降、頻繁に作成・刊行され、以後の災害（史）研究の基本材料とされてきた。近年でも、東日本大震災などを対象とした災害誌が編纂され続けている。

本稿では、その中でも行政組織の手になる災害誌を分析対象とした。とりわけ、災害誌編纂史上の画期となる関東大震災後に編まれた災害誌を中心に考察した。具体的には、災害誌について、①編纂・刊行状況の概要把握、②目的・意図の解明、③編纂過程の検証と資料の作成・収集・保存との関係分析、を行った。

検討の結果、敗戦までに行政組織によって刊行された災害誌の概況を把握できた。また、行政組織による災害誌編纂の目的には、皇室の「恩賜」や民間の義捐活動に対する説明および行政の対応が十分かつ適正であったことの証明、といった政治的な意図が含まれていたことを明らかにした。その上で、災害誌の編纂は、災害関係公文書の作成・収集・保存と背中合わせの関係にあり、「一次資料」のあり方に正負さまざまな影響を及ぼしうることを指摘した。

以上は、行政組織による現在／将来の災害誌編纂、さらには災害記憶のアーカイブズ化に関する事業を見直すための基礎作業として行ったものである。

【目　次】

はじめに
1．災害誌の刊行
（1）初期の災害誌
（2）災害誌の種類
（3）関東大震災における災害誌
2．編纂目的・意図―構成・内容の検討から―
（1）二つの目的・意図
（2）皇室の「恩賜」・義捐活動に対して
（3）行政組織としての説明
3．災害誌の編纂と公文書の作成・収集・保管
（1）『大正震災志』の編纂

（2）東京市における「記録」作成と公文書作成
（3）『神奈川県震災誌』の編纂
（4）復興誌の編纂
（5）組織内災害誌の編纂と公文書保存
おわりに

はじめに

大規模災害発生後には、惨状から復興への軌跡を未来へ伝え、再来するであろう災害に備えて記憶の記録化と共有化が図られる。その具体的な営為の一つとして、近代日本においては行政組織が「災害誌」[1]の編纂を行ってきた。災害誌とは、被災状況、救助活動、地形の変動、復興計画など災害の発生から復興までの一連の情勢・動向についてまとめた編纂物である。災害誌は、発災後それほど時を経ないで計画が立てられ、復興が成る前後に完成する場合が多い[2]。作成主体は行政に限らず、民間で編纂された災害誌も数多くあるが、災害記憶の記録化と出版を通じた記憶の共有化事業は近代の行政組織に特徴的な事象である。本稿は、上記のような近代日本で災害記憶のアーカイブズ化を企図して作成された災害誌について取り上げるものである。

2011年（平成23）３月の東日本大震災後に内閣府が作成した『災害対応資料集』には、「災害記憶の継承」のために必要な施策として、(1)災害記録誌の作成、(2)記念館などの整備、(3)浸水（津波・高潮・風水害）の到達標高表示の３つが掲げられた[3]。災害の記憶をアーカイブズ化するための具体的な媒体として、災害誌、資料館・慰霊碑・記念碑・記念公園などのモニュメント、津波などの到達点表示が選ばれている。類似の活動は、さかのぼれば19世紀後半から散見されるようになり[4]、現在に続いているのである。

このうち、(2)・(3)（(2)と(3)は一体化していることがしばしばある）については、いくつかの重要な研究があげられる。関東大震災の「記念品」の収集・展示・保管について丹念に整理し、1948年（昭和23）に起きた福井地震の記憶装置としての「復興観音」に言及した高野宏康[5]、1891年（明治24）の濃尾地震の供養塔などについて創設と運用の実態を明らかにした羽賀祥

1）「災害誌」には、「災害志」、「災害記録」、「災害紀念誌」など多様な名称が用いられるが、本稿においては普通名詞として使用する場合は「災害誌」に統一する。
2）周年事業に際して記念誌として編纂されたものや、通史的に災害史を描こうとするもの、後世の研究成果として出された著作物は、本稿では災害誌の範囲から除外した。
3）内閣府ホームページhttp://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output_html_1/hand-menu.html。アドレスの最終確認はすべて2016年９月19日。
4）前近代においても、災害記憶の継承を意図した編纂物や慰霊碑などが作成・建築されたが、その量が増大化し内容・形式が定型化していったのは近代以降だといえる。前近代については、小田康徳「大坂における安政の地震津波碑と震災の記憶について」（『ヒストリア』148、1995年）、北原糸子『地震の社会史—安政大地震と民衆—』（吉川弘文館、2013年）ほか参照。
5）高野宏康「「震災の記憶」の変遷と展示—復興記念館および東京都慰霊堂収蔵・関東大震災関係資料を中心に—」（『年報非文字資料研究』６、2010年）、同「福井震災の記憶の継承における「復興観音」の役割」（『歴史地震』28、2013年）ほか。

二[6]、1995年の阪神淡路大震災の「メモリアル博物館」における演出の問題点を指摘した寺田匡宏[7]、東北における津波碑を分析した北原糸子[8]などがあげられる。

文字・紙を媒体とする災害記録のアーカイブズ化をめぐっては、日記やビラ、ポスター、掲示板といったいわゆる「一次資料」の収集・保存についての議論が積み重ねられている。阪神淡路大震災を契機として、資料レスキューとともに現場での活動に基づいた研究が進められてきた分野である[9]。この潮流は、東日本大震災や最近の災害における記録の収集・保存活動にも引き継がれ、成果をあげつつある[10]。他方で、編纂物＝「二次資料」という認識ゆえか、災害誌については十分な検討が行われていない。阪神淡路大震災の災害誌編纂の実状と課題を示した白石健二の問題提起[11]、関東大震災・阪神淡路大震災・東日本大震災の災害誌を紹介した牧原出の仕事[12]などは示唆に富むが、アーカイブズ学の視点からの研究蓄積ははなはだ貧弱である。

では、災害誌は編纂物であるがゆえに、アーカイブズ学として論ずるに価しない問題なのであろうか。結論からいえば、そうではないと考える。もちろん、辻川敦が指摘したように災害誌の編纂を優先するがために、「一次資料」の収集・保存がおろそかになることはあってはならない[13]。しかしながら、過去の災害誌編纂事業を顧みると、どの災害誌も例外なく「一次資料」の作成・収集・保存と背中合わせの関係にある。言い方を換えれば、災害誌の編纂事業に「一次資料」のあり方が左右されてきた。したがって、アーカイブズ学としても看過できないテーマといえる。

また、市民がアクセスしやすく、世代を超えた記憶の継承・共有に効果を発揮しやすいのはいうまでもなく「一次資料」よりも災害誌である。研究者であっても、「一次資料」を絶対視する歴史学以外の分野では、災害誌をはじめとする編纂物にまとめられたデータを活用することが多い[14]。その歴史学とて、厳密な資料批判なしに災害誌を頻繁に利用してきた――むしろ歴史研究者が最も利用してきたのではないだろうか。そして現在も生産されつづけている。

6）羽賀祥二「一八九一年濃尾震災と死者追悼―供養塔・記念碑・紀念堂の建立をめぐって―」（『名古屋大学文学部研究論集（史学）』45、1999年）ほか。

7）寺田匡宏「「無名の死者」の捏造―阪神・淡路大震災のメモリアル博物館における被災と復興像の演出の特徴―」（木部暢子編『災害に学ぶ―文化資源の保全と再生―』（勉誠出版、2015年）。

8）北原糸子『津波災害と近代日本』（吉川弘文館、2014年）、7章。

9）奥村弘『大震災と歴史資料保存―阪神・淡路大震災から東日本大震災へ―』（吉川弘文館、2012年）ほか。

10）たとえば、白井哲哉を中心とした福島県双葉町での活動などがある。白井哲哉「原子力災害被災地における地域資料保全の現状と課題―福島県双葉町の事例から―」（『図書の譜』20、2016年）、「福島県双葉町の東日本大震災関係資料を将来へ残す」http://www.slis.tsukuba.ac.jp/futaba-archives/（筑波大学ホームページ内）参照。

11）白石健二「阪神・淡路大震災被災地における震災誌編さんと課題―尼崎市の事例―」（『地方史研究』48-2、1998年）。

12）牧原出「講演 三大震災の「震災誌」と「復興誌」―記憶をどう記録するか？―」（『山形大学法政論叢』62、2015年）。

13）辻川敦「震災に関する資料の保存と記録編さん」（『被災史料保全活動からみた都市社会に関する研究』科学研究費研究成果報告書、課題番号09410091、研究代表者鈴木正幸、2000年）。

14）この点について、奥村弘は「歴史学者の立場からみるなら、震災資料とは、ビラ・日記・調査の個票など、加工されていない一次資料がイメージされる。これに対して他の社会科学や工学では、データ処理あるいは分析をおこなった加工資料を、震災資料と考える場合が多いということである」と発言している（前掲註9『大震災と歴史資料保存』、87頁）。

以上のように災害誌の編纂をめぐる問題を分析することは、災害記憶のアーカイブズ化という観点から非常に重要だと考えられる。本稿では、行政組織による現在／将来の災害誌編纂事業、さらには災害記憶の継承事業を見直すための基礎作業として、近代日本において行政組織が発行した災害誌の編纂について検討する。民間における活動も当然取り組むべき課題だが、本稿では紙幅の都合から行政組織による編纂事業に対象を絞る。

具体的には、明治期から戦中期までに刊行された災害誌を対象に、①編纂・刊行状況の概要把握、②構成・内容の検討による編纂目的・意図の考察、③編纂過程の解明と資料の作成・収集・保存との関係分析、を行う。②・③については、後述するように災害誌編纂史上の重要地点に位置づく関東大震災を中心に論じる。これらの作業から、行政主導の災害誌編纂の性質と今後の課題を提示したい。

1．災害誌の刊行

まずはじめに、明治期以降敗戦までの間に、行政組織が発行した災害誌の状況を把握しておく。国立国会図書館や都道府県・市町村の図書館・文書館、大学図書館の検索システム・目録などを利用し、原本・複製物を収集・閲覧して作成したのが表1である。個人の調査によるため漏れがあると思われるが、本表から大まかな傾向をつかんでおきたい。

（1）初期の災害誌

近代日本において行政組織の手になる災害誌が編まれるようになるのは、1880年代後半から19世紀末頃のことである。筆者の調査が及ぶ限りでは、1885年（明治18）6月から7月にかけて発生した淀川洪水についてまとめた大阪府編『洪水志』[15]がその最初である。他にも水害関係では、1889年8月の十津川大水害において「後人ヲシテ此編ニ頼リ、以テ災状ノ一斑ヲ窺ハシメン」ことを目的に、奈良県吉野郡役所で作成された『吉野郡水災誌』[16]が最も早い段階のものとして確認できた。

県レベルの編纂事業は、1891年10月の濃尾地震時に確認できる。これより前の1888年7月に起きた磐梯山噴火は、近代国家が初期に直面した大規模災害としてよく言及されるが、行政組織が主導した編纂事業は見いだせない。ただし、佐藤誠之助『福島県耶麻郡磐梯山噴火詳誌』[17]など民間による災害誌、絵画・写真記録はいくつか存在する。

濃尾震災に関しては、主な被災県である岐阜県と愛知県で災害誌が編纂されたことが確認できる。岐阜県は、「岐阜県震災誌」[18]の編纂を行った。これは、草案が現存するが完成・刊行に至ったのか確認がとれない。しかしながら、発行の有無にかかわらず、1891年という時点において県レベルで災害誌編纂がなされようとしていたことには大きな意味がある。少し遅れて、愛知県では警察部による『明治廿四年十月二十八日震災記録』[19]が出されている。同書は、県全

15）大阪府編『洪水志』（大阪府、1887年）。
16）奈良県宇智吉野郡役所編『明治二十二年吉野郡水災誌』巻1～11（覆刻版、十津川村、1977年）。
17）佐藤誠之助『福島県耶麻郡磐梯山噴火詳誌』（私家版、1881年）。
18）「明治廿四年岐阜県震災誌（草案）」（岐阜県歴史資料館蔵、3・17-2）。
19）愛知県警察部編『明治廿四年十月二十八日震災記録』（愛知県警察部、1892年）。

表１　行政組織が編纂した災害誌・復興誌一覧（明治～敗戦）

刊行/作成年	編者／著者	書名	発行	対象	備考
1887	大阪府	洪水志	大阪府	淀川洪水	
1891	岐阜県	明治24年岐阜県震災誌(草案)	岐阜県	濃尾地震	未刊ヵ、附録4冊
1891	奈良県宇智吉野郡役所	吉野郡水災誌	奈良県宇智吉野郡役所	十津川大水害	全11巻
1892	愛知県警察部	明治24年10月28日震災記録	愛知県警察部	濃尾地震	
1896	新潟県	新潟県水災状況	新潟県	信濃川洪水	
1897ヵ	岩手県	岩手県海嘯誌	岩手県	明治三陸地震	
1897	山方石之助	秋田震災誌	秋田震災救済会	陸羽地震	秋田震災救済会は、秋田県と地域の有力者による組織
1897	愛知県	愛知県風水災概況	愛知県	暴風雨	
1900	神奈川県測候所	明治32年10月7日狂瀾被害記事	神奈川県測候所	暴風雨	
1902	鈴木七四郎	田子浦海嘯始末	鈴木七四郎	田子浦海嘯	田子浦村が鈴木七四郎に依頼
1902	神奈川県測候所	明治35年9月28日神奈川県下暴風海嘯被害記事	神奈川県測候所	小田原大海嘯	
1903	宮城県	宮城県海嘯誌	宮城県	明治三陸地震	
1907	台湾総督府	嘉義地方震災誌	台湾総督府民政部総務局	嘉義地震	
1912	埼玉県	埼玉県水害誌	埼玉県	洪水	
1912	群馬県邑楽郡	群馬県邑楽郡水害誌明治43年	群馬県邑楽郡	洪水	
1912	富山県	富山県水害誌明治43年	富山県	洪水	
1912	宮下琢磨ほか	埴科水害誌	埴科郡役所	洪水	
1913	(百間村)	百間村水害誌	(百間村)	洪水	
1913	新潟測候所	暴風雨ト大水災(大正2年8月27、8日)	新潟測候所	暴風雨	
1917	杵島郡役所	杵嶋郡高潮災害志	佐賀県杵嶋郡	高潮	
1917	新潟測候所	水災記要—大正6年10月1日の颱風と水害—	新潟測候所	暴風雨	
1918	大澤郷村役場	大澤郷村震災誌	大澤郷村役場	仙北地震	大沢郷村が加藤靖郎に嘱託
1918	千葉県東葛飾郡	大正6年暴風海嘯惨害誌	東葛飾郡役所	津波	
1920	青森市	青森市火災誌	青森市	火災	
1921	京都府熊野郡	熊野郡水災志	京都府熊野郡	洪水	
1924	藤沢小学校	震災誌	藤沢小学校	関東大震災	
1924	船形尋常高等小学校	安房郡船形町震災誌—大正12癸亥年9月1日—	船形尋常高等小学校	関東大震災	
1924	静岡県	静岡県大正震災誌	静岡県	関東大震災	
1924	埼玉県北足立郡役所	埼玉県北足立郡大正震災誌	昭文堂	関東大震災	北足立郡産業係長渋谷周蔵が編纂担当者
1924	保田町役場	保田町震災誌	保田町役場	関東大震災	
1924	国府村	安房郡国府村震災誌	国府村	関東大震災	
1924	警視庁	大正大震火災誌	警視庁	関東大震災	
1924	警視庁消防部	帝都大正震火記録	警視庁消防部	関東大震災	
1924	東京逓信局	大震災記	東京逓信局	関東大震災	
1925	東京府	東京府大正震災誌	東京府	関東大震災	
1925	東京市赤坂区役所	赤坂区震災誌	東京市赤坂区役所	関東大震災	
1925	東京市役所庶務課	東京大正震災誌	東京市役所	関東大震災	
1925	東京市電気局	東京市電気局震災誌	東京市電気局	関東大震災	
1925	淵江源治	八王子市大正震災誌	八王子市	関東大震災	淵江源治は八王子市職員
1925	滝田村ヵ	安房郡滝田村震災誌	滝田村ヵ	関東大震災	
1926	東京市役所	東京震災録	東京市役所	関東大震災	
1926	内務省社会局	大正震災志	内務省社会局	関東大震災	
1926	北郷村役場	大正震災誌	北郷村役場	関東大震災	北郷村書記小野六三郎が編纂担当者
1926	千葉県安房郡役所	安房震災誌	千葉県安房郡役所	関東大震災	
1926	横浜市役所市史編纂係	横浜市震災誌	横浜市役所	関東大震災	全5冊、第4·5冊は1927年刊

1926	兵庫県	北但震災誌	兵庫県	北但馬地震	
1927	神奈川県	神奈川県震災誌	神奈川県	関東大震災	附録あり
1927	鉄道省	国有鉄道震災誌	鉄道省	関東大震災	
1927	峰山町	峰山町大震災誌	峰山町震災誌發行所	北丹後地震	
1927	鹿児島県	桜島大正噴火誌	鹿児島県	桜島噴火	
1928	京都府学務部社会課	奥丹後震災誌	京都府	北丹後地震	京都府震災救護事務嘱託山崎房蔵が編纂担当者
1928	栃尾町	栃尾町水災復興記念誌	栃尾町	洪水	
1928	東京市小川尋常小学校	復興校舎落成記念	東京市小川尋常小学校	関東大震災	
1929	長野県	大正12年長野県震災誌—関東震災と長野県—	長野県	関東大震災	長野県社会教育主事山口菊十郎が編纂担当者
1929	神奈川県内務部	神奈川県蚕糸業震災誌	神奈川県内務部	関東大震災	
1929	十勝岳爆発罹災救済会	十勝岳爆発災害志	十勝岳爆発罹災救済会	十勝岳噴火	
1930	鎌倉町	鎌倉震災誌	鎌倉町	関東大震災	主事小坂藤吉が編纂担当者
1930	東京市日本橋区	復興記念	東京市日本橋区	関東大震災	
1930	復興調査協会	帝都復興史　附横浜復興記念史	興文堂書院	関東大震災	全3冊
1930	東京市千桜尋常小学校	復興記念	東京千桜尋常小学校復興後援会	関東大震災	
1931	静岡県警察部	駿豆震災誌	静岡県警察部	北伊豆地震	
1931	朝鮮総督府	朝鮮風水害誌昭和5年	朝鮮総督府	暴風雨	
1932	横須賀市震災誌刊行会	横須賀市震災誌　附復興誌	横須賀市震災誌刊行会	関東大震災	松島鶴次郎(横須賀鎮守府海軍一等筆記)専任、会長奥宮衛(海軍少尉)、顧問大井鐵丸(横須賀市長)、三上文太郎(横須賀市会議員)
1932	横浜市	横浜復興誌	横浜市	関東大震災	全4編
1933	眞野三十六	函南村震災誌	函南村役場	北伊豆地震	
1933	鈴木兼三	昭和8年3月3日大槌海嘯略誌	大槌尋常高等小学校臨時海嘯調査部	昭和三陸地震	
1933	大槌尋常高等小学校	昭和8年3月3日大槌海嘯略史	大槌尋常高等小学校	昭和三陸地震	
1933	釜石尋常高等小学校郷土研究部	昭和8年3月3日三陸大海嘯記録	釜石尋常高等小学校郷土研究部	昭和三陸地震	
1933	岩手県立盛農学校	昭和8年3月3日気仙郡海嘯誌	岩手県立盛農学校	昭和三陸地震	
1933	岩手県教育会	昭和8年震災資料　附学事関係救恤報告	岩手県教育会	昭和三陸地震	
1933	沖縄県宮古支庁	沖縄県宮古郡災害復興記念誌	沖縄県宮古支庁	暴風雨	
1933	小阪香蛍	三木町水災誌	三木町役場	洪水	
1934	浜本鶴賓	大正8年福山水害誌	福山水害誌刊行会	福山大水害	福山市が郷土史家浜本鶴賓に委嘱して編纂
1934	中津町	中津町の水害と復興誌	中津町	洪水	
1934	岩手県知事官房	岩手県昭和震災誌1～5	岩手県知事官房	昭和三陸地震	
1935	宮城県	宮城県昭和震嘯誌	宮城県	昭和三陸地震	
1935	兵庫県	昭和9年風水害誌	兵庫県	室戸台風	
1935	石川県	昭和9年石川県水害誌	石川県	洪水	
1935	京都府	甲戌暴風水害誌	京都府	暴風雨	
1935	昭和九年岡山県風水害記録編纂委員会	風水害誌昭和9年	岡山県	洪水	
1935	大阪市	大阪市風水害誌	大阪市	暴風雨	
1935	大阪市教育会	大風水災学園美績	大阪教育会	暴風雨	
1936	京都市役所	京都市水害誌	京都市役所	暴風雨	
1936	茨城県	昭和10年茨城県水害誌	茨城県	洪水	
1936	堺市	堺市風水害誌	堺市	暴風雨	
1936	大阪府	大阪府風水害誌	大阪府	暴風雨	
1936	高梁町	昭和9年風水害誌	高梁町	暴風雨	

1936	岡山地方職業紹介事務局	岡山地方風水災誌	岡山地方職業紹介事務局	暴風雨	
1937	東京市下谷区	下谷区史附録大正震災志	東京市下谷区	関東大震災	庶務課長飛田圓吉他が編纂担当
1937	北海道社会事業協会	函館大火災害誌	北海道社会事業協会	函館大火	
1937	北海道社会事業協会	駒ケ岳爆発災害誌	北海道社会事業協会	駒ヶ岳噴火	
1937	群馬県学務部社会課	昭和10年群馬県風水害誌	群馬県学務部社会課	洪水	
1938	新竹州	昭和10年新竹州震災誌	新竹州	新竹・台中地震	
1938	台湾総督府	昭和10年台湾震災誌	台湾総督府	新竹・台中地震	
1939	富山県	昭和13年9月氷見町大火災害誌	富山県	氷見町大火災	
1939	神戸市	神戸市水害誌	神戸市	阪神大水害	
1939	篠原協議会	篠原水害誌	篠原協議会	阪神大水害	
1939	神戸市湊区役所ほか	湊区水害誌	湊区教化協同会	阪神大水害	
1939	兵庫県武庫郡住吉村	昭和13年大水害誌	兵庫県武庫郡住吉村	阪神大水害	
1939	甲南尋常小学校	甲南小学校水災記念誌	甲南尋常小学校	阪神大水害	
1940	兵庫県救済協会	昭和13年兵庫県水害誌	兵庫県救済協会	阪神大水害	兵庫県が兵庫県救済協会に委嘱して編纂
1940	鹿児島県	昭和13年肝属地方風水害誌	鹿児島県	暴風雨	
1940	鹿児島県	鹿児島県風水害誌	鹿児島県	暴風雨	
1942	兵庫県城崎郡豊岡町	乙丑震災誌	兵庫県城崎郡豊岡町	北丹後地震	木村發・平井慶次が編纂担当、序文は1929年
1942	秋田県	昭和十四年男鹿地方震災誌	秋田県	男鹿地震	
1942	静岡県総務部庶務課	静岡市火災誌	静岡県総務部庶務課	火災	
1944	愛知県	震災記録	愛知県	昭和東南海地震	
1944	鳥取県	鳥取震災小史	鳥取県	鳥取地震	

※1　本表は、国立研究開発法人防災科学技術研究所「災害年表マップ」（http://dil-db.bosai.go.jp/saigai/）や各自治体・中央気象台など発行の災害年表、自治体史を参照しつつ、建設省建築研究所図書室編『わが国における震災誌リスト（未定稿）』（『資料月報』別冊、1967年）および国立国会図書館、都道府県・市町村の図書館・文書館、大学図書館の検索システム・目録などを用い、原本・複製物を入手・閲覧して作成した。また、閲覧にあたっては国立国会図書館のデジタルコレクションや津波ディジタルライブラリィ（http://tsunami-dl.jp/）を利用したものもある。
※2　特定の災害を対象とした編纂物をリスト化したものであり、地域と災害の歴史を通史的・網羅的に叙述したものは対象としなかった。
※3　災害研究の成果物は含まず、記憶の継承・記録化・共有化を第一目的としたものをあげた。
※4　原則、発災後10年以内に刊行されたものを取りあげた。したがって、10年を経た後の周年事業にともなって刊行された記念誌などは取り上げていない。
※5　戦前には行政組織とは定義できないがそれに準ずる機関による編纂物も含めた。
※6　「対象」欄の災害の名称は、便宜的に入れたもので必ずしも正式名称ではない。また、特定の名称・呼称が確認できないないものは、災害の種類のみ記した。
※7　書名中の年月日は、算用数字に統一した。

体の概況を記したものではなく、「警察官吏ノ踏査・実見セシ大震災当時ノ状況」をまとめた内容となっている。

濃尾地震では、民間における災害の記録化も磐梯山噴火と同程度かそれ以上に活発化した。石原憲『地震実記』[20]、片山逸郎『濃尾震誌』[21]、『辛卯震災録』[22] などがよく知られている。また、濃尾地震を契機として文部省に震災予防調査会が設置されるなど地震研究も本格化した。帝国大学総長加藤弘之は、地震の検証と建築基準見直しのために「充分ナ記録蒐集編纂ヲ欲シ」、陸軍次官岡沢精へ情報提供を求めた[23]。濃尾震災は、死者・行方不明者が7000名を超える明治

20）石原憲『地震実記―濃尾惨状―』（惟正館、1891年）。
21）片山逸郎『濃尾震誌』（私家版、1893年）。
22）図書出版会社編『辛卯震災録』（図書出版会社、1891年）。
23）1892年1月「壹大日記」（防衛省防衛研究所蔵、陸軍省・壹大日記・M25-1-2）。

期最悪の地震災害であり、災害史上の重要地点であることは述べるまでもないが、災害記憶のアーカイブズ化とアーカイブズを利用した研究という視座からも切要な出来事であったことが指摘できよう。

さらに、濃尾震災時における災害誌編纂は、以後の事業に影響を与えた形跡がうかがえる。1896年８月の陸羽地震後には、山方石之助『秋田震災誌』[24]が編まれた。山方は、秋田藩出身の士族で『秋田魁新報』の記者である。陸羽地震後に秋田県と県内の有力者から組織された秋田震災救済会は、彼に災害誌編纂を委託した。記者が、災害誌の書き手・編者となった同種のケースは以降もいくつか確認できる。「県人か永く此惨禍を銘して遺忘せさるを期」して編纂されたこの災害誌は、「「尾濃震災記事」に模倣せり」とその姿勢を示している。「尾濃震災記事」が具体的にどの書籍を指しているのか判然としないが、濃尾地震が災害誌のモデルケースの一つを提供したことがうかがえる。

（2）災害誌の種類

濃尾震災以降も、水害、火災、地震、火山噴火などが起こると、被災した行政組織によってしばしば災害誌が編纂されたことが表１からわかる。書名の付け方は災害ごとに異なるが、人的・物的被害の景況、救護の実施状況、復興計画とその進行過程、被災者の談話や災害時の美談などといったように掲載項目はある程度共通している。編者・執筆者は、災害対応の実務を経験した役人である事例もあれば、外部の識者に委嘱する場合もある。ただし、後者の場合であっても刊行前の行政側の内閲は必須であり、編者・執筆者の個人的な思想や趣向が直截的に読み取れる叙述はほとんど見当たらない。

行政組織が主導・関与した災害誌の形態は、編纂主体で区分すると、①国・府県、②郡町村、③行政組織内の部局、④行政組織が関係する慈善団体・社会団体、⑤学校、の５種類に大きく分けられる。上述のように記載項目は、大同小異だが、それぞれ自己の活動に力点を置いたまとめ方をしている。

被災地域が広範ではない局地的な災害では、②市町村が事業を主導する傾向がみられる。反対に、範囲・規模が大きな災害では、①府県単位で率先して事業が起こされ、②町村がそれに追随することもある。特に、被害が甚大であった場合には、③府県の部局別に災害誌を編纂するケースもあった。④は、編纂主体から判断すれば官民の共同事業という側面ももつが、叙述スタイルは①から③と大きな差異はない。

やや異色なのは、⑤である。学校は、③に区分することもできようが、災害教育を兼ねて作成されたという性質上の特殊性に鑑みて別に⑤を立てた。とりわけ、1933年（昭和８）の昭和三陸地震後における岩手県内の動きは顕著である。児童・生徒に編纂・執筆作業の一部・全部を担わせ、校史の一部として残すとともに災害教育の一環とする事業のあり方は、数度の大規模な津波災害を受けてきた当該地域ならではの災害誌のあり方といえる[25]。東日本大震災後に

24）山方石之助編『秋田震災誌』（秋田震災救済会、1897年）。
25）大槌尋常高等小学校編『昭和八年三月三日大槌海嘯略史』（大槌尋常高等小学校、1933年）、釜石尋常高等小学校郷土研究部編『昭和八年三月三日三陸大海嘯記録』（釜石尋常高等小学校郷土研究部、1933年）ほか。

も被災地域で同種の事業は行われており、現在への連続性も見いだせる[26]。こうした、教育の一翼をなす災害誌の編纂事業は、同地域に限らず1938年の阪神大水害、1960年の伊勢湾台風などにおいて他地域でも行われている[27]。

（３）関東大震災における災害誌

表１を一見して気づくように、1923年（大正12）９月に起きた関東大震災では非常に多くの災害誌が作成されている。周知の通り、関東大震災は、死者・行方不明者が10万5000名を超える「帝都」東京と横浜市域を壊滅的状態に追い込んだ日本史上で最も凄惨な災害の一つである。そのため、多くの災害誌が編まれたのも頷ける。民間でもそれまでの災害と比較して圧倒的な量の災害誌が作成されている[28]。

ただし、それだけ多くの災害誌が編まれたのは、災害の規模だけが理由ではなく、中央の行政組織が真っ先に災害誌の編纂に取り組んだことも大きな要因である。行政主体の災害誌は、被災した地方の行政組織によって編纂されるのが一般的であり、内務省、鉄道省といった中央の機関が編纂事業に乗り出したのはこれが初例である。中央の官庁も多大な被害を被ったとはいえ、当時にあっては異例なケースといえよう。代表的な成果物としては、内務省社会局編『大正震災志』[29]がそれに該当する。内務省社会局の編集・刊行と銘打たれてはいるが、内容は被災した地域をほぼ網羅しており、実質的には政府公定の災害誌という位置づけが妥当である。

また、関東大震災時には復興誌が災害誌とは別立てで編纂されていることも特筆すべき点である。すなわち、復興調査協会編『帝都復興史』[30]、横浜市編『横浜復興誌』[31]などである。従前の災害誌においても復興計画やその実施、落成について言及しているものはある。しかしながら、復興記念を名目として災害誌から独立する形式でこれほど大部な復興誌が作られたのは、これが初めてであろう。関東大震災は、復興セレモニーが東京・横浜で盛大に行われており[32]、それと軌を一にするかたちで編纂が進められたといえる。

以上のように関東大震災は、災害誌の編纂史を考える上で、質・量ともに肝要な地点なのである。

関東大震災以後も、災害誌は大規模な災害が発生するたびに産み出された。戦前・戦中期を通じて作成された災害誌は、現在さまざまな研究分野で基礎資料として利用されている。戦後も災害誌の編纂は、1947年（昭和22）のカスリン台風を起点として現在に至るまで続いている。

---

26) 宮城県農業高等学校震災記録編集委員会編『大津波からの復興　東日本大震災宮城県農業高等学校の記録―生徒・教職員199名大津波により孤立した校舎からの脱出そして、復興への道程―』（宮城県農業高等学校、2013年）など。
27) 甲南尋常小学校編『甲南小学校水災記念誌』（甲南尋常小学校、1939年）、名古屋市立白水小学校伊勢湾台風誌編集委員編『伊勢湾台風誌』（名古屋市立白水小学校伊勢湾台風誌編集委員、1960年）など。
28) 著名なものに、宮武外骨『震災画報』（覆刻版、ちくま書房、2013年）などがある。
29) 内務省社会局編『大正震災志』上・下（内務省社会局、1926年）。
30) 復興調査協会編『帝都復興史』（興文堂書院、1930年）。
31) 横浜市編『横浜復興誌』（横浜市、1932年）。
32) 横浜都市発展記念館・横浜開港資料館編『関東大震災と横浜―廃墟から復興まで―』（横浜市ふるさと歴史財団、2013年）ほか参照。

中でも、多くの災害誌が作成された災害として1960年のチリ地震津波、伊勢湾台風、阪神淡路大震災、東日本大震災があげられる。その中でも東日本大震災は群を抜いている。被災した青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉の各県および県内の市町村で50以上の災害誌が編纂されているのである。戦後の災害誌編纂事業を本稿で検討することはできないが、明治期に始まった災害記憶のアーカイブズ化の手法が現在まで引き継がれていることを指摘しておきたい。

2．編纂目的・意図―構成・内容の検討から―

次に、災害誌が編纂された目的・意図を考察する。災害誌は、災害の記憶継承を第一とした編纂物であることはもちろんだが、それ以外に行政による災害誌には二つの大きな方向性が見いだせる。

（1）二つの目的・意図

近代日本において行政組織が刊行した災害誌を片っ端から繰っていくと、多くの災害誌で二つの狙いが示されていることがわかる。もしくは、明示されていなくとも実質的に本文の叙述に反映されている。二つの意図が端的に示されている例をあげてみたい。

まず一つ目は、1896年（明治29）の三陸地震津波を対象とした、『宮城県海嘯誌』の宮城県による「緒言」の一部である。

> 而シテ此惨劇ハ実ニ我カ三陸ニ於テ演出セラレタリ、是レ洵ニ古今稀有ノ一大災変ニシテ後世子孫ノ長ヘニ記憶スベキ所ナリ、且ツ又此ノ奇変ニ就キ畏クモ　聖天子皇太后皇后三陛下ヲ始メ奉リ、各宮殿下ノ御下賜金及ヒ公私仁人義士ノ義捐金等ハ罹災人民ノ須臾モ忘ル可カラサル所、乃チ彼是ヲ綜合シテ一部ノ宮城県海嘯誌ヲ編成シ、永ク紀念ニ資スルト云爾[33]

ここでは、惨劇を後世に伝えることのほかに、天皇・皇后・皇太后および皇族からの「御下賜金」、外部からの義捐金を忘却せず記録しておくために「宮城県海嘯誌」を編纂すると述べられている。「凡例」では、より明確に次のように記載される。

> 上ハ　至尊皇太后皇后三陛下及ヒ各宮殿下ノ恩賜金トナリ、又ハ政府ノ救済金トナリ下ハ各仁人義士ノ義捐金又ハ義贈品トナリ、其額積テ数十万ノ多キニ及ヘリ、故ニ之ヲ各被害者ニ配付シタル順序ヨリ救急及ヒ善後ノ画策ニ係ル顛末ヲ詳述シ以テ当局者ノ職責ニ画シタルコトヲ明カニセントスルニアリ[34]

「恩賜金」や「救済金」、「義捐金」・「義贈品」の配布・使用状況などを明らかにして、当局の責任を果たすという思惑が、災害誌編纂の動機の一つであることが明記されている。災害誌は、被災した地域の中での内向きな記憶継承というだけではなく、外部に向けての説明責任を果たすという役割も期待されていたことが看取できる。実際に、本文の記述では詳細な数字をあげて義捐金・物資の配布などの状況が記されている。

もう一例みてみる。1934年（昭和９）に起きた函館大火の災害誌である『函館大火災害誌』

33）宮城県編『宮城県海嘯誌』（宮城県、1903年）、「緒言」。
34）前掲註33『宮城県海嘯誌』、「凡例」。

を取り上げよう。

> 事　天聴に達するや、　陛下には罹災者の艱苦を痛く御軫念遊ばされ、徳大寺（実則ー括弧内宮間註、以下同）侍従を御差遣、御内帑金御下賜の御沙汰を拝す。天恩優渥洵に恐懼感激に堪へざる所なり。政府は多大の援助を惜まず、道庁当局は寝食を忘れて災後の応急措置に遺憾なきを期し、殊に陸海軍の救援の如きは敏活克く機宜に適ひ、各地各方面よりの同情は翕然として函館市に集り、莫大の義捐金と山積せる慰問品とは市民の感銘措く能はざる所たらしめたり。本市又災害後時を遷さず全機能を挙げて、或は避難に、或は救護に、或は医療に不眠不休、協力一致最善を尽して、苦難を克服するに努めたり。（中略）茲に北海道庁に於ては、我が函館市と協力して当時の被害状況と応急措置の顛末を録し、各地救援同情の跡を明らかにし、復興計画の大要を記して一書を編したり[35]

この災害誌は、北海道・函館市の共同発案による制作物であり、引用箇所は函館市長坂本森一の序言である。『宮城県海嘯誌』と同じく「御下賜金」と救援・義捐金への感謝が述べられるとともに、北海道と函館市の当局が被災対応と復興にいかに尽力したかが語られている。そして、災害誌編纂の意図として道・市の活動と各援助の実態を明らかにすることが掲げられている。ここからは、災害にあたって行政が被災民に対する責任を果たしたことを記録として留め、発信しようとする指向がうかがえよう。これは、程度の差こそあれ、行政組織が編む災害誌に共通する方向性である。

上述のように、災害誌の編纂には、記憶の継承以外に二つの目的が読み取れる。すなわち、①「恩賜」や義捐活動に対する説明責任を果たすこと、②管下の被災民へ向けて行政がしかるべき災害対応を行ったと主張すること、である。以下、関東大震災の事例からそれぞれについて具体的に確認していきたい。

（2）皇室の「恩賜」・義捐活動に対して

表２は、関東大震災の災害誌のうち、『大正震災志』のほか特に大きな被害を受けた東京市・東京府・神奈川県・横浜市が編纂した災害誌の構成を一覧化したものである。構成だけみても、前項で指摘した二つの編纂意図が明らかであろう。本項では、「恩賜」や義捐金・物品に対する説明責任に言及したい。

まず、皇室の「恩賜」についてみてみよう。『大正震災志』をはじめとする関東大震災の災害誌では、皇室の動静や「下賜金」の配布状況などが何かしらのかたちで描かれている。『大正震災志』では、後記第２編の「宮廷関係事項」にて摂政であった皇太子裕仁親王やほかの皇族の動向が記される。具体的には、大正天皇以下の安否情報や被災地の慰問、「恩賜」など皇室の災害対応が述べられている。その中では、天皇の「御内帑金」から出された１千万円の「下賜」や摂政の被災地巡視・結婚延期、被災地への側近の差遣などが詳細に示された[36]。『東京震災録』、『東京府大正震災録』などにも類似の記事がみられる[37]。

また、それらに対して「何れも熱き涙を流した」とか、「其の御仁慈の篤きには、誰とて感

35）北海道社会事業協会編『函館大火災害誌』（北海道社会事業協会、1937年）、「序」。
36）前掲註29『大正震災志』下、119～131頁。
37）東京市編『東京震災録』前輯（東京市、1927年）、第２巻第１篇第２章第１節「皇室の御活動」、東京府篇『東京府大正震災誌』（東京府、1925年）、第２篇第２章「宮廷に関する事項」。

表2　関東大震災時の主な災害誌の構成一覧

大正震災志	東京大正震災誌	東京震災録	東京府大正震災録	神奈川県震災誌	横浜市震災誌
前記 第1篇　覇府から帝都へ 第2篇　日本震災略史附歴代救護施設 正記 第1篇　叙説 第2篇　東京市 第3篇　東京府 第4篇　横浜市 第5篇　神奈川県 第6篇　千葉県 第7篇　静岡県 第8篇　埼玉県 第9篇　山梨県 第10篇　茨城県 後記 第1篇　臨時震災救護事務局 第2篇　宮廷関係事項 第3篇　諸官省 第4篇　道庁植民地及各府県の救護 第5篇　各種団体の救護状況 第6篇　諸外国の同情 附録 第1篇　芸術品並に史的古物及古典籍の損害 第2篇　告諭並ニ諸法令	第1篇　災害 第1章災害概説／第2章建物被害／第3章人的被害／第4章交通被害／第5章公共事業／第6章教育学芸宗教慈善／第7章衛生／第8章経済 第2篇　救護 第1章概説／第2章保健衛生ニ関スル救護施設／第3章衣糧ニ対スル救護施設／第4章住居ニ対スル応急施設／第5章職業ニ対スル施設／第6章其ノ他ノ施設 第3篇　復旧 第1章概説／第2章住宅復旧／第3章交通復旧／第5章上水道事業ノ復旧／第6章瓦斯事業ノ復旧／第7章電力供給事業ノ復旧／第8章通信事業ノ復旧／第9章教育学芸娯楽事業ノ復旧／第10経済界ノ復興／第11章復興復旧計画 第4篇　余録 第1節総説／第2節労銀ノ高低／第3節震災ニ際シテノ犯罪ト災後ノ土地家屋ニ対スル係争事件／第4節対外市民感謝会 附録	第1巻　無比の天殃 序篇　無比の天殃 第1章災前の東京／第2章大災 第1篇　震災 第1章地震／第2章火災 第2篇　被害 第1章統述／第2章被害 第2巻　対災施設 序篇　対災施設 第1章詔勅附告諭／第2章施設 第1篇　応急措置 第1章統叙／第2章各紀／第3章東京府の活動／第4章警視庁の活動／第5章東京市の活動／第7章救援 第2篇　善後措置 第1章統叙／第2章各紀／第3章収説 第3篇　収説 第1章震災の教訓／第2章一般的教訓／第3章地方的教訓 別輯 第1章区の活動／第2章郡部警察署の活動／第3章東京市民の活動／第4章勲労者／第5章対災美談／第6章災禍襍記	第1篇　総説 第2篇　宮廷に関する事項 第3篇　東京府庁の救護施設 第4篇　東京府各郡市の救護施設 第5篇　各省各府県各団体救護施設の概要 第6篇　震災と東京府の被害影響並に対策 第7篇　震災による被害其他の統計 第8篇　雑纂 第9篇　震災に関する学術的記録	第1章　総説 第2章　横浜市 第3章　復旧状況 第4章　救援活動の経過 第5章　配給状況及配給表 第6章　震災に因る市町村財政の状況 第7章　土木の損害 第8章　教育上の損害と其復旧 第9章　産業の損害と其復旧 第10章　町村別損害調 第11章　横須賀市 第12章　久良岐郡 第13章　橘樹郡 第14章　都筑郡 第15章　三浦郡 第16章　鎌倉郡 第17章　高座郡 第18章　中郡 第19章　足柄上郡 第20章　足柄下郡 第21章　愛甲郡 第22章　津久井郡 第23章　林野震災概要 第24章　名所旧蹟天然物被害調 第25章　海底の隆起と沿海の概要	第1編　概説 第1章横浜市大震火災の概況／第2章震災と横浜市／第3章本市を中心として見たる震災の諸学説及調査 第2編　災害と遭難 第1章本市第一方面／第2章本市第二方面／第3章本市第三方面／第4章本市第四方面／第5章本市第五方面 第3編各方面の被害と復興 第1章横浜市役所／第2章本市所在官衙公署の被害と復旧／第3章教育／第4章社会救済事業団体／第5章神社仏閣／第6章商工業／第7章金融／第8章港湾及水路／第9章市営事業／第10章運輸交通／第11章横浜在留外人の被害／第12章花柳界及料理飲食店宿屋其他興行物の状況 第4編　救援と救護 第1章戒厳令公布と警備及救護／第2章政府の救援／第3章本市救護施設の状況／第4章全国各府県及公私社会事業団体の救援救護／第5章海岸方面の諸救援／第6章諸外国の応援と艦隊の救援 第5編　震災直後に於ける本市復興の様相 第1章概説／第2章港拡張の為めに開催されたる市民大会／第3章港湾復興問題の諸講演／第4章横浜港復興に関する宣言書の一 第6編　善行美蹟 第7編　遭難記と見聞誌

※1　本表は、各誌の目次から作成した。ただし、すべての項目を列挙するとあまりに大分量になるため、各誌の構成に応じて骨子がわかる必要な範囲の目次を掲載した。
※2　章が通番になっていないなど誤字と思われる箇所もあるが、表記のママとした。

泣しない者はなかった」と皇室の活動を称美する市民の反応が散見される[38]。「恩賜」によって救われる被災民という震災像が、創造されているのである。さらに、大部分の災害誌の冒頭には、災害時に出された「詔書」や「御沙汰書」の写しが掲載された。これも、「臣民」を憐れむ皇室の「恩召」を称える方向性を示すものといえよう。

次に、外部からの義捐活動に関する記述にもふれておく。関東大震災時の義捐活動は、金品のほか団体・個人による救療活動が大規模に行われた。各災害誌では、災害対応に使用した資金の状況や外部の組織・個人による救助・医療活動の様相が詳細に解説されている。『神奈川県災害誌』では、個人または団体の救護組織の名称、活動期間および取り扱った患者の数を示し、傷病者の救療について概観している。また、寄付によって建造されたバラックに関しては寄付者と坪数が明記された[39]。

町単位で作成された災害誌も一例だけあげよう。『鎌倉震災誌』では、第２章「各地の慰問救恤品」にて「本町罹災者救済上に与へられた福利は極めて莫大」であり、災害誌の中に「各地の慰問救恤品を挙げて感謝の意を表す」と謳われている。この災害誌では、寄付者が県や学校などごとに掲載され、具体的な義捐金の額、義捐品の種類・量が記された[40]。

皇室からの災害時の「恩賜」は、明治期以降災害が起こる都度行われるようになり、濃尾地震以降は被災者に受領証の提出を命じるなどそのシステムも整備された。義捐活動は、磐梯山噴火をきっかけとし、メディアによるキャンペーンも手伝って濃尾地震でその範囲が拡大したことが知られる。これらは、北原糸子らの研究によって明らかとなっている[41]。

編纂された災害誌の数は、こうした「恩賜」・義捐活動の大小と比例する傾向にある。それは、前節で述べたように災害誌が皇室・外部に対する説明責任を果たすための媒体という性格を有していたことによる。関東大震災で圧倒的多数の災害誌が編纂されたのも、「下賜金」や義捐活動の規模から必然といえる。結果的に、そうした意識は皇室や救援者・団体を顕彰・記念する叙述を導き、悲惨な目にあった被災者・地域が彼らによって救われたとする物語が災害誌の中に描かれることになった。

（3）行政組織としての説明

後述するように、自己が作成した公文書が主たる材料となっている以上当然ではあるが、行政機関が編纂した災害誌が最も力を入れているのは自らの活動記録である。それらは、押し並べて行政の失策よりも、被災者の救助に奔走・尽力し、復興が順調に進んでいる様子を強調する。

関東大震災の「正史」を書き残すという使命を帯びた『大正震災志』でさえ、編纂主体であ

38）横浜市市史編纂係編『横浜市震災誌』第１冊（横浜市役所、1926年）、３頁。
39）神奈川県編『神奈川県震災誌』（神奈川県、1927年）、第１章「総説」および第４章「救援活動の経過」、第５章「配給状況及配給表」。
40）鎌倉町編『鎌倉震災誌』（鎌倉町、1930年）、第２章「各地の慰問救恤品」。
41）北原糸子「関東大震災の義捐金について」（『年報非文字資料研究』５、2011年）、同「天皇下賜金からみた日本近代前期の災害」（『人と国土21』39-3、2013年）、同「関東大震災――千万円の下賜金について―」（『歴史と文化』22、2013年）ほか。北原以外にも、宮城洋一郎「明治期における皇室の災害救助について―磐梯山噴火を事例として―」（『皇學館大学神道研究所紀要』30、2014年）などがある。なお、「恩賜録」ほか宮内庁宮内公文書館が所蔵する公文書や、天皇紀・天皇実録から明治期以降の「恩賜」について把握が可能である。

る臨時震災救護事務局の誕生から廃止までを最も詳述し、その活動を称えている。同局神奈川支部について「当時殆ど焦土に帰した横浜市には宿泊する屋舎なく、加ふるに交通頗る不便であったが、三矢委員以下は私事を擲ちて克く艱苦に耐へ、奉公の誠を尽して救護の為に努力したのであった」とされているのはその典型的な箇所である[42]。

『東京震災録』では、約400頁を割いて東京市の発災以来の動向・活動を描いている[43]。「救済執行当面の責に任ずる者は東京市役所に在らずんばあらず」と東京市の役割が言明され、災害対応事務が手際よく進められた様子が示される。それと同時に、「御真影守護、重要書類搬出に奮闘せるも力及ばず、壮烈なる最後を遂げたる殉職教員」などといったエピソードも盛り込まれ、吏員個人の顕彰も行っている。

郡町村レベルで作成された災害誌からも同じような指向がみえる。千葉県安房郡役所が編纂した『安房震災志』では、「要するに郡吏員、警察署員、工区員、各町村吏員等救護に任じた人々は、その大部分は自分の家が倒潰して、大なる被害者である上に、斯うした生活の中に救護の為めに身を捧げて一心不乱に従事したのである」と吏員たちの活動を総括している[44]。

このような災害誌の内容は、災害時に行政が被災者に対して救恤を施し、復興を計画的かつ適正に進めていることをアピールしようとする方向性から生まれるものである。記述中に、まったく事実でないことがねつ造されているケースこそ見当たらないが、記載事項が行政の都合によって取捨選択され、記述のトーンに強弱がつけられたことは否定できない。

上述のように、行政による災害誌には政治的意図がみえる。それゆえ、本文の叙述をそのまま「史実」として捉えるわけにはいかない。だが、行政組織による災害誌は研究上不利益だけをもたらすものであり、利用できないのかというとそうではない。本文中に記載された被害状況や救護関係のデータは、完全とはいえないまでも、公文書の記述に基づいている[45]。改ざんした形跡は見当たらず、一定度の精度を保っている。証拠となる「一次資料」が合わせて保存されてさえいれば、災害の検証に便宜をもたらすものである。それでは、材料とされた公文書と編纂事業はどのような関係にあるのか、次節で検討する。

3．災害誌の編纂と公文書の作成・収集・保管

関東大震災のケースから、災害誌編纂の具体的な経過を追跡していきたい。各誌の編纂過程の詳細を明らかにしうる資料の伝来状況は良好とは言いがたい。だが、いくつかの事例から判明する事実をつむぎ合わせ、編纂事業と資料の作成・収集・保存との関係性を考察する。

42）前掲註29『大正震災志』下、８頁。
43）東京市編『東京震災録』中輯（東京市、1927年）、第２巻第１篇第５章「東京市の活動」。
44）千葉県安房郡役所篇『安房震災誌』（千葉県安房郡役所、1926年）。
45）たとえば、『大正震災志』にて死者・行方不明者の総数が10万4619名とされているのに対して、諸井孝文・武村雅之「関東地震（1923年９月１日）による被害要因別死者数の推定」（『日本地震工学会論文集』4-4、2004年）が10万5385名と推定しているように、現在の科学の水準からすれば不完全性が指摘できる。ただし、当時の公文書や報告書に基づいた数字が掲載されており、大幅な誤記はないといってよいだろう。

（1）『大正震災志』の編纂

『大正震災志』は、前述の通り、内務省社会局の編集・発行と標榜して出されたものではあるが、震災全体を対象にした政府の公定資料というべき災害誌である。内閣総理大臣の下に1923年（大正12）９月２日に組織された臨時震災救護事務局は、翌10月に早くも災害誌の編纂を企図して同局総務部内に震災誌編纂係を置いた。編纂・執筆は、笹川種郎、藤澤衛彦らに委嘱され、事業が本格的にスタートした[46]。笹川は、日本中近世の文化史をもっぱらとする歴史研究者であり、藤澤は民俗学・風俗史を専門とする。２名とも人文系の研究者であり、『大正震災志』には高度な理系の知識を必要とするような記載はみられない。これは、どの災害誌にもおおむね共通する事項である。依頼した側が、史的・文化的な視点からの叙述を期待していたことが人選からうかがえよう。臨時震災救護事務局が1924年３月31日をもって廃止された後に[47]、事業は内務省社会局に移管されている[48]。

笹川らがまず取り組んだのは資料・情報の収集であった。臨時震災救護事務局は、1923年11月から順次、「震災編纂資料ニ供シ度候条貴庁ニ於テ御調査相成候、資料有之候ハヽ至急御取纏メ御回報相煩度」と被災した府市県へ依頼状を出した[49]。これを受けて神奈川県では、各郡役所へ公文書の把握、情報の取りまとめを命じた。郡役所は調査を実施し、結果を県に報告している[50]。東京市では、市役所の各部局に震災対応関係の公文書調査を命じ、1924年３月までに報告されたデータを集約した。同市調査課によってまとめられた報告書である「東京市震災状況概要」および「東京市震災後ノ復旧概要」の２冊が、同月中に東京市から臨時震災救護事務局に提出されている[51]。

３月中には、東京市以外にも調査を依頼した行政組織からの報告書が、臨時震災救護事務局震災志編纂係のもとに集まり、執筆・編集作業に取りかかったと考えられる。1925年２月には草案が出来上がり、これを内務省社会局は関係諸機関に送付。意見を照会し、最終調整が行われた[52]。刊行本の巻頭の辞にある日付けから、同年９月には最終版の原稿が完成したと考えられる。編集開始からわずか２年足らずの間に脱稿した上巻1236頁、下巻836頁、附図からなる膨大な災害誌『大正震災志』は、1926年２月に発刊された。関係機関に配布されたほか一般への販売も行い[53]、英文翻訳されて外国人関係者にも贈呈された[54]。同時に、写真帳も出版されている[55]。

46）前掲註29『大正震災志』上、「巻首に冕す」。
47）1924年３月29日勅令第55号。
48）前掲註29『大正震災志』上、「巻首に冕す」。
49）東京市「震災関係書類　冊の24」（東京都公文書館蔵、305.B6.9）。
50）三浦郡役所「大正12～15年　土木地理書類　第一種」（神奈川県立公文書館蔵、郡-4-12）。
51）東京市調査課「東京市震災状況概要」（国立国会図書館蔵）、同「東京市震災後ノ復舊概要」（同蔵）。どちらも印刷物であり、複数冊作成されたと思われるが、他機関の所蔵を現在のところ確認できていない。両者とも表紙に「調査課叢書」と記載されている。
52）「出版及版権関係雑件／出版之部　第四巻」（外務省外交史料館蔵、７門２類２項5-1-004）。
53）三浦郡役所「大正14～15年　震災関係」（神奈川県立公文書館蔵、郡-4-14）。
54）「大日記乙輯昭和２年」（防衛省防衛研究所蔵、陸軍省・大日記乙輯・S2-7-29）。
55）内務省社会局編『大正震災志写真帖』（内務省社会局、1926年）。

（2）東京市における「記録」作成と公文書作成

東京市が編綴した簿冊「震災関係書類」中には、臨時震災救護事務局の資料提供依頼に対する回答案の決裁文書とともに以下の通達案が綴られている。

事務記録方ニ関スル件通牒

今回ノ非常災害事務ニ関シテハ、後日其ノ顛末記録可相成候間、各課ニ於テ取扱フ関係文書ハ必ス本書又ハ控書ヲ保存スルハ勿論、日記簿ヲ設クル等相当方法ニ依リ取扱事務ノ始末ヲ詳カニナシ置カレ候様致度~~候也~~、尚日日取扱ハレ候事務ニ付テハ其ノ概要ヲ毎日非常災害事務総務部長へ報告相成度候也[56)]

この案は、東京市助役の決裁を受けて、「非常災害事務各部各課長各区長」に宛て1923年11月末から12月初旬の間に達せられた。ここで注目されるのは、東京市では各部局に対して後日の「記録」とすることを意識し、災害対応の文書をきちんと残しておくよう指示した点である。震災対応に関する書類は、原則すべて保存し、必要に応じて新たに日記簿などを設けるように促されている。文書の綴られ方からして、『大正震災志』の編纂にともなう資料収集が、東京市における震災関係文書の作成・保存に対する意識を喚起したものと推定できる。さらに一歩踏み込んだことをいえば、東京市は独自の災害誌編纂を念頭においた上でかかる指示を出したと考えることができよう。

震災対応に係る公文書は、東京市庶務課が編纂した『東京大正震災誌』[57)]、市史編纂員によって編まれた『東京震災録』[58)]という２種類の災害誌の材料となった。両者が刊行されたのは1925・27年のことで、市長命令で編纂が始まったのが1923年中、記述対象としているのが1924年末までである。それを考慮すれば、日々の業務の中で作成される公文書が時を移さずに災害誌編纂に還元されるという関係にあったことがわかる。一般的な歴史編纂事業のあり方からすれば、作成された（残された）資料から災害誌を編纂するのが常套手段であろうが、この事例は逆に災害誌の編纂が公文書の作成のあり方に影響を及ぼした例といえよう。しかもそれは、前節でみた政治的意図に適うような、組織にとって都合がよい情報だけを記録化しようとするものではなく、網羅的に公文書を作成する方針であったことを確認しておきたい。

（3）『神奈川県震災誌』の編纂

つづいて、神奈川県における災害誌の編纂をみてみよう。神奈川県では、1924年（大正13）８月８日、内務部長から各郡長へ「編纂資料蒐集方」に協力するよう通達が出されている。さらに、郡長は管下の町村に資料の収集を指示した[59)]。編纂を委任されたのは、笹川種郎、藤澤衛彦であった。『大正震災志』の編者と同じ２名であり、神奈川県と臨時震災救護事務局・内務省社会局の事業はある程度連動して進められたと考えられよう。笹川らは、各郡役所に出張して打ち合わせの場を設け、収集の方針を策定した。

同年12月頃から、郡役所より県へ順次報告書が提出されている。各郡役所から提出されたの

56）前掲註49「震災関係書類 冊の24」。
57）東京市役所庶務課編『東京大正震災誌』（東京市役所、1925年）。
58）東京市編『東京震災録』１～４（東京市、1927年）。同書の編纂については、東京都公文書館編『東京都の修史事業』（東京都、1980年）のⅡ・８に言及がある。
59）三浦郡役所「大正13年 庶務書類震災関係分」（神奈川県立公文書館、郡-4-13）。

は、公文書に基づいて作成された報告書であった。『大正震災志』での情報収集と同じ手法である。県側が郡役所に求めたのは、①郡としての活動、②罹災住宅･非住宅の損害、③商工業･農業・漁業・山林・土木建築・名所旧蹟天然記念物並びに国宝・準国宝の損失、④地勢・地質の変化、⑤震災で生まれた善行美談、⑥その他であった。

現在への伝来が確認できたのは、三浦郡役所と橘樹郡役所の報告書のみであるが、そこには県が要求した以上に、被害の規模、地形の変化、郡町村の対応、救護活動、復旧状況などが詳らかに記されている[60]。その結果、1927年に刊行された『神奈川県震災誌』[61]には、震災以後の県域の動静について県の公文書だけでは明らかにしえない非常に詳細なデータが盛り込まれることになった。

（4）復興誌の編纂

関東大震災では、災害誌と別に復興誌がいくつか編まれた。前記のように、復興誌は復興計画や実施過程で発生した問題、復興祭の模様といった復興が成るまでの足取りを記載したもので、関東大震災に際して初めて本格的に災害誌とは別個に編纂されたと考えられる。また、復興誌のほかに記念写真帳も刊行された[62]。

復興誌では、東京市、東京府、横浜市、神奈川県の復興の経緯を網羅的に記した復興調査協会編『帝都復興史』[63]や横浜市による『横浜復興誌』[64]が著名である。『帝都復興史』は、復興記念事業の一環として刊行されたもので、内務省はじめ中央の行政機関や東京市、横浜市などが全面的に編纂を支援した。「復興事業を全世界に語り、後昆に示す」ために作成されたこの復興誌は、陳情書・建言書・意見書などの行政機関が収蔵する「一般人の手にし難き貴重資料の蒐集に最も意を注」いだ[65]。『横浜復興誌』は、横浜市助役２名をそれぞれ委員長・副委員長として、市役所の各部局からそれぞれ編纂委員を出して執筆を分担した。震災対応業務を実際に行った官吏たちが、自らが作成した公文書と経験をもとに執筆している[66]。作成された『横浜復興誌』は全４編の大部なものであった。

ここでは、上記の代表的な二つの復興誌は、災害誌同様に公文書を素材として編纂されたことに言及しておきたい。

（5）組織内災害誌の編纂と公文書保存

行政組織が編纂する災害誌は、完成後に刊行して記憶を不特定多数と共有化することを原則とするが、公開を前提とせず、組織内での記憶の継承だけを目的としてまとめられたものもあった。たとえば、陸軍省では「関東地方震災関係業務詳報調製規定」を策定し、「陸軍省ニ於テ編纂スヘキ関東地方震災ニ関スル記録ノ資料ニ資スル外将来ノ為諸般ノ参考ニ資スル」ため、

60）前掲註59「大正13年 庶務書類震災関係分」。
61）前掲註39『神奈川県震災誌』。
62）復興局編『帝都復興完成式典竝復興帝都御巡幸写真帖』（復興局、1930年）ほか。
63）前掲註30『帝都復興史』。
64）前掲註31『横浜復興誌』。
65）前掲註30『帝都復興史』、「凡例一言」。
66）前掲註31『横浜復興誌』、「編纂綱要」。

省内に報告を命じ、省内記録の編纂に着手している[67]。

他にも、宮内省における災害誌の編纂が注目される。宮内省は行政組織という位置づけではないが、災害誌と公文書管理の関係がよくわかる好事例のため、「公的機関」という枠組みで若干ふれておきたい[68]。宮内省では、震災対応が一段落すると、大臣官房庶務課から各部局に対して後日の参考記録を作成するための材料となる震災関係書類の提出が命じられた。各部局では、日誌や各種報告書類を作成しており、庶務課にそれらが集められた[69]。具体的な簿冊は表３の通りである。これらを素材として、庶務課では震災発生後の皇室と宮内省の動向を中心とした「宮内省臨時災害事務紀要」が編纂された[70]。

「宮内省臨時災害事務紀要」は２冊作成され、１冊は作成した庶務課に据え置かれ、もう１冊は図書寮に送付されている。後日、庶務課保存分も各部局から編纂のために集められた公文

表３　「宮内省臨時災害事務紀要」編纂のために収集された公文書

作成・取得部局	表題	収録
大臣官房庶務課	摂政殿下御巡視関係書類	大臣官房庶務課「震災録2大正12年」
大臣官房庶務課	庶務差遣関係	大臣官房庶務課「震災録2大正12年」
大臣官房文書課	震災時交通運輸関係	大臣官房庶務課「震災録2大正12年」
大臣官房庶務課	特別演習中止	大臣官房庶務課「震災録2大正12年」
臨時災害事務委員会給与係	臨時災害事務委員会給与係事務概要	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
女子学習院	報告書(罹災者収容関係)	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
臨時災害事務委員会給与係	救護ニ関スル状況報告書、救護事務概要	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
主馬寮	震災日誌	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
主馬寮車馬係	震災日誌	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
主馬寮掌車係	震災日誌	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
主馬寮獣医係	震災日誌	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
主馬寮御料牧場	震災日誌	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
内蔵寮	大正十二年九月一日震火災ニ際シ内蔵寮ノ採リシ非常手段	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
臨時災害事務委員会内廷係	震災ニ関スル内廷事務要領概欄	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
宮附震災善後取調会	宮附震災善後取調会要項	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
臨時災害事務委員会総務係	震災救護日誌	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
臨時災害事務委員会needs品係	震災掛日誌	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
大臣官房庶務課	震災記録	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
大臣官房文書課	交通々信日誌	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
皇宮警察本部	(震災日誌)	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
学習院	大震火災罹災者救護事務概況報告	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
宮内省巡回救療班	(巡回救療班事業状況報告)	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
皇后宮職	皇后宮行啓録	大臣官房庶務課「震災録4大正12年」
宮内省巡回救療班	宮内省巡回救療班報告書	大臣官房庶務課「震災録大正12～13年」
侍医寮臨時診療所本部	日誌	大臣官房庶務課「震災録大正12～13年」

※１　本表は、宮内庁宮内公文書館編『摂政宮と関東大震災―宮内庁の記録から―』（宮内庁宮内公文書館、2013年）、34頁掲載の図表13をもとに、大臣官房庶務課「震災録２～４大正12年」（宮内庁宮内公文書館、10369-2～4）、大臣官房庶務課「震災録大正12～13年」（宮内庁宮内公文書館、12849）を用いて加工した。
※２　表題の（　）は、原題がなかったため筆者が付した簿冊名であることを示す。

67）1923年「陸普綴正 参謀本部庶務課」（防衛省防衛研究所、陸軍省・陸普・T12-1-26）。
68）この問題については、宮内庁宮内公文書館編『摂政宮と関東大震災―宮内庁の記録から―』（宮内庁宮内公文書館、2013年）、34頁にてふれたことがある。あわせて参照されたい。
69）大臣官房庶務課「震災録１大正12年」（宮内庁宮内公文書館蔵、10369-1）。
70）「宮内省臨時災害事務紀要」（宮内庁宮内公文書館蔵、84453）。なお、同資料を利用した研究として堀口修『関東大震災と皇室・宮内省』（創泉堂出版、2014年）がある。

書とともに図書寮に送られ、まとめて簿冊に装丁されて現在に伝来している[71]。宮内省の場合、公文書から得られた情報によって作成された報告書を集めるという方法をとらずに、原本を収集したことが特筆すべき点である。その結果として、省内の各部局で作成された震災関係文書が一括して保存されることになった。図書寮において一元的に公文書を管理していた宮内省特有のケースとも考えられるが、ここからは災害誌の編纂が公文書の管理に影響したことが指摘できよう[72]。

関東大震災後におけるいくつかの事例から判明するのは、行政組織が編纂する災害誌は、主としてほぼ同時期に作成された現用文書を材料としており、編纂過程においてそれぞれが公文書の作成・収集・保存に何らかの影響を与えていることである。災害誌の編纂と災害関係の公文書管理は表裏一体の関係にあったといえよう。

おわりに

本稿では、近代日本において行政組織が編纂した災害誌に関する基礎的な分析を行った。最後に、本稿で明らかとなった点をまとめる。

明治期以降における行政組織の災害誌編纂事業は、1880年代後半から確認できた。特に、大規模な地震災害となった濃尾地震以来現在に至るまで、同種の事業が大きな災害が起こるたびに行われてきた。その中でも、非常に多くの災害誌が編まれたのは関東大震災であった。関東大震災は、災害誌編纂史上の画期となった出来事といえる。

関東大震災を含む災害誌の構成・内容からは、①災害誌が皇室の「恩賜」並びに外部機関・個人による義捐活動に対する説明責任を果たすこと、②被災民に対して行政が十全に対応したと証明すること、という行政組織の二つの政治的意図が読み取れた。そのため、災害時の「恩賜」が定例化し、義捐活動が定着・拡大するのに比例して、災害誌の数は増え、１冊の頁数は増してゆく。かつて無いほど多額の「恩賜金」が配布され、義捐活動が展開した関東大震災では、それだけ多くの災害誌が生み出された、という側面が指摘できる。

それら関東大震災の災害誌のうちいくつかの事例からは、主に自己が生成した公文書を材料として災害誌が編纂されていることを確認した。その過程では、災害対応に関係する公文書の収集・把握・整理およびデータの抽出・集約が行われた。東京市のように災害の記憶を記録化しようとする意識が、公文書の作成にプラスの影響を与えたケースもあった。また、非公開の災害誌ではあるが宮内省では編纂事業を行ったことにより、公文書が集中管理され、現在にまとまって伝来している。

本稿によって、災害誌の大まかな系譜とその性格・問題点、近代における災害誌の編纂と公

71）大臣官房庶務課「震災録２～４大正12年」（宮内庁宮内公文書館蔵、10369-2～4）、大臣官房庶務課「震災録大正12～13年」（宮内庁宮内公文書館蔵、12849）。

72）宮内省における公文書管理および図書寮の変遷については、堀口修『宮内省の公文書類と図書に関する基礎的研究』（創泉堂出版、2011年）、宮間純一「宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究（1）図書寮・書陵部における官制・事務分掌の歴史的変遷」（『書陵部紀要』64、2013年）など参照。

文書の作成・収集・保存の関係の一端が明らかとなった。民間における災害誌の編纂や戦後から現在の災害誌については、別途検討しなければならない課題として残されている。しかしながら、本稿の分析から現在／将来の災害記憶のアーカイブズ化、災害誌編纂事業にいくつかの問題提起ができるであろう。少なくとも、「関東大震災の後に内務省が『大正震災志』という記録を残したが、そういうことをきちんとやっていくということはとても大事である」[73]といった認識から、安易に過去の事業をトレースするのではなく、前例の問題点を検証した上で行政組織における災害誌の編纂と公文書管理のあり方を議論しなくてはならないことは明らかである。

以下に２点だけ、思いつくままに災害誌編纂上の課題を述べておきたい。

一つに、編纂過程の透明化である。従来の行政主導の災害誌は、あくまでも行政刊行物であり、権力･行政にとって都合の悪い事実は記載されず、翻って功績は強調される傾向にあった。明治以来の事例と比較して現在そうした恣意性は薄れているものの、無くなったわけではないようにみえる。最近刊行された災害誌でも、自治体の長の功績を誇張する記事などは発見できる。このような問題を払拭するためには、災害誌の刊行とともにその証拠材料となる公文書はもちろん、編纂事業の過程を計画段階から明確にする公文書をあわせて保存・公開することが肝要となる。

いま一つに、災害誌の編纂と公文書保存の関係である。災害誌の編纂が優先されると、「一次資料」の保存がないがしろにされてしまう、という危険性は十分に理解できる。だが、良い方向に作用した場合、災害誌の編纂がきっかけとなって詳細な事実を明らかにしうる公文書が伝来した過去の事例を確認できた。そのように、編纂事業が「一次資料」の保存に大きな役割を果たすこともある。だが、一方で災害誌が有する政治的な目的に公文書の管理が誕生段階から束縛される恐れもある。災害誌編纂事業は、災害関係のアーカイブズの伝来に正負両方の影響を及ぼしうるのである。

以上のような問題を軽減し、災害誌編纂事業と公文書管理が良い関係を築くためには、相互にポジティブな影響を与えることができる体制を、一定の権限を与えられたアーキビストが中心となり公文書・災害誌を利用するであろう研究者・市民の視点からあらかじめ定めておくなどの方策が考えられる。いずれにしても、現在も進められている行政機関による災害誌の編纂のあり方は敗戦前のそれと類似する問題を抱えているように見える。過去の事業を検証し、一度立ち止まって見直す必要があるのではないか。

上記以外に、行政の災害誌編纂における民間所在資料の収集・保存・公開、市民との共同事業などの問題点も残るが、本稿の分析の範疇を超えるので、以上を指摘して擱筆したい。

[付記]本稿の執筆にあたっては、各資料所蔵機関のみなさまに大変お世話になりました。特に、神奈川県立公文書館での資料調査にあたって、平尾直樹さんには多大なご協力をいただきました。記して感謝申し上げます。

73)「中央防災会議「防災対策推進検討会議」(第12回) 議事要旨について」の「議事概要」。http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/12/index.htmlhttp://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/12/index.html